

《参考》

新潟県流域下水道管理要領（抜粋）

第4章 調査及び報告等

（特定事業場からの排出水の調査及び報告）

第6条 規則第11条第1号に規定する調査については、別記第2に定めるところにより実施し、

調査結果は調査の日から30日以内に別記様式第5号により知事に報告しなければならない。

- 2 前項の調査の結果、当該水質が下水排除基準を超えた場合は、改善を指導し、その内容を前項の報告に添付するものとする。

（流域下水道に排除される下水の量及び水質に関する調査及び報告）

第7条 規則第11条第3号に規定する調査については、別記第3に定めるところにより実施

するものとする。なお、調査の30日前までにその計画を別記様式第6号により知事と協議しなければならない。

- 2 前項の調査結果は調査の日から30日以内に別記様式第7号により知事に報告しなければならない。
- 3 第1項の調査において異常な水量又は水質が測定されたときは、ただちに原因を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

別記第3

流域下水道に排除される下水の量及び水質に関する調査（第7条関係）

1 調査地点及び調査回数

最終端マンホール又はこれと同等の水量及び水質が得られると考えられる場所において、年2回（春・秋）雨の影響のない日に行うこと。

2 調査の省略

有害物質を排出する特定事業場等の接続がなく概ね生活系排水だけが流入する接続点で、1日の下水量が約100 m³以下の場合（水洗化人口が概ね300人以下の場合）については、調査を省略することができる。

3 水質の測定方法

(1) 下水は、著しく水量が増加若しくは減少していると認められる際には採取せず、通常水量時に採取したスポット試料とすること。

通常水量であるかの判断は、流量測定または目視等により行うこと。

(2) 水質測定項目については次のとおりとする。

ア 一般項目*¹は必ず測定を実施すること。

イ 有害物質*²（ダイオキシン類並びにアンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素を除く）については、測定を省略しようとする項目が次の（ア）、（イ）両方の条件を満たす場合には測定の省略をすることができる。

（ア） 浄化センターの流入水及び処理水の水質検査において、過去2年間以上検出されていないこと。

（イ） 区域内の特定施設の設置状況・使用状況等から、当該接続点において、下水道への排除基準を超過するおそれがないと考えられること。

ウ アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素については、次の（ア）、（イ）両方の条件を満たす場合には測定の省略をすることができる。

（ア） 浄化センターの流入水及び処理水の水質検査において、過去2年間以上下水道への排除基準の1/10以上の値が検出されていないこと。

（イ） 区域内の特定施設の設置状況・使用状況等から、当該接続点において、下水道への排除基準を超過するおそれがないと考えられること。

エ ダイオキシン類については、区域内にダイオキシン類対策特別措置法の規定による水質基準対象施設からの排除がある場合に測定すること。

オ 特殊項目*³については、測定を省略しようとする項目が次の（ア）、（イ）両方の条件を満たす場合には測定の省略をすることができる。

（ア） 浄化センターの流入水及び処理水の水質検査において、過去2年間以上下水道への排除基準の1/10以上の値が検出されていないこと。

（イ） 区域内の特定施設の設置状況・使用状況等から、当該接続点において、下水道への排除基準を超過するおそれがないと考えられること。

カ 測定項目に関して、ある項目について水質検査を行うことにより他の項目が水質の基準を満たすことが明らかな場合には、当該他の項目について測定を省略することができること。

キ 特殊項目及び有害物質についてはイ、ウ及びエにかかわらず、各種の規制等に関連して測定項目の省略を認めないことがあるので留意すること。

一般項目

* 1 pH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、よう素消費量、塩素イオン（7項目）

有害物質

* 2 カドミウム、シアン化合物、有機リン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、1,4-ジオキサン、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素、ダイオキシン類（29項目）

特殊項目

* 3 フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム（6項目）

4 調査計画等に関する協議について

- (1) 接続点調査の実施および調査地点や測定項目の省略については、調査の30日前までに県下水道課長あて協議を行うこと。
- (2) 調査地点等の省略に関する協議については、接続点ごとにその理由を付して行うこと。なお、この場合、公社とは調査計画について予め事前に協議を行うとともに、各浄化センターの水質測定計画との調整を図ること。

5 その他

- (1) 接続点調査及び測定項目の省略については、区域内の特定施設の設置状況等により判断することとなるため、関連公共下水道管理者として特定施設等の台帳の整備に努めること。
- (2) 接続点の水質調査の簡略化に伴い、関連公共下水道に下水を排除する特定事業場の監視等がさらに重要となることから、立入調査の徹底を図ること。